

みんなでささえる 国保会計



平成23年度から国民健康保険の税率及び課税限度額が変わりました ～ご理解とご協力をお願いします～

国民健康保険は、加入者の皆さんが病気やケガなどの時に安心して医療が受けられるための医療保険制度です。その財源は、国や県から交付される支出金と加入者が納める国保税などで支えられています。

しかし、黒潮町の国民健康保険は財政難に直面しており、平成20年度から毎年、単年度収支が赤字となっています。これまでは基金を取り崩すことで加入者負担への影響を抑えてきましたが、平成22年度の取り崩しで基金もわずかとなり、今後も大幅な財源不足が見込まれます。

国保事業は特別会計を設けて経理を行っています。事業の運営には加入者の保険給付費（医療費や出産育児一時金などの給付）などの支出額に応じた歳入を確保する必要があり、歳入が少ないからといって歳出を削ることはできません。

このような状況を改善し、国民健康保険の健全な財政運営を行うため、やむを得ず税率などの改定を行いました。

加入者の皆さんには、厳しい経済状況のなか負担増とはなりますが、ご理解とご協力をお願いします。

【平成22年度】 ※改定前

項目	基礎分	介護給付分	後期高齢者支援金	合計
最高限度額	500,000円	100,000円	130,000円	730,000円
均等割額	12,500円	5,000円	5,100円	22,600円
平等割額	14,500円	4,500円	6,000円	25,000円
所得割	4.5%	1.5%	2.0%	8.0%
資産割	22.0%	7.5%	9.0%	38.5%



【平成23年度】 ※改定後

項目	基礎分	介護給付分	後期高齢者支援金	合計
最高限度額	510,000円	120,000円	140,000円	770,000円
均等割額	15,000円	5,700円	5,800円	26,500円
平等割額	17,000円	5,200円	7,300円	29,500円
所得割	5.6%	1.9%	2.5%	10.0%
資産割	26.0%	8.0%	11.0%	45.0%

～黒潮町の取り組み～

他市町村と協力し、国へ財政支援の拡充を要望するとともに、国保税の収納率向上やジェネリック医薬品※の普及促進、特定健診の推進による疾病の予防や早期発見に取り組み、国保会計の健全化になお一層努めていきます。

※ジェネリック医薬品とは、新薬の特許権が切れた後に販売される医薬品のことです。効き目や安全性は新薬と同等でありながら、開発費を低く抑えることができるため安価で経済的です。

○お問い合わせ 【本 庁】健康福祉課 国保係 ☎43-2116(直通)
税務課 住民税係 ☎43-2816(直通)
【佐賀支所】地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3111(直通)